

住居番号表示板の設置について

塩尻市では、大門地区(※)を住居表示実施地区として住居番号を付して、住所を設定しています。

該当地域に新たにお住まいになる方には、住居番号表示板を配付しておりますので、表札やポストなどわかりやすい場所に設置くださいますようお願いいたします。

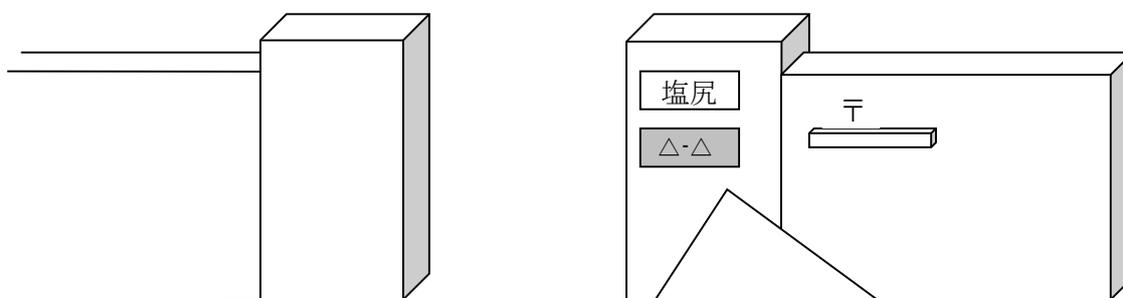
※ 住居表示実施の大門地区とは、大門一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、泉町、幸町、並木町及び桔梗町が該当します。

◎豆知識 ー正しい表示はどっち？ー

①大門 7 番町 3 番 3 号 ②大門七番町 3 番 3 号

→ ②が正解です。省略するときは「大門 7-3-3」

設置例



表札・ポストの周辺など、わかりやすい場所に取り付けをお願いします。

※裏面に貼付された両面テープをご利用の方は、なるべく平らな場所に取り付けてください。

問い合わせ先：塩尻市大門七番町 3 番 3 号
塩尻市役所 市民課 市民係
電話：0263-52-0280
内線：1123